時 事 解 説

ESGを踏まえた適切な税務情報開示 に向けた取組み

サステナビリティと税(2)

高野公人 PwC 税理士法人 公認会計士・税理士

中原拓也 PwC 税理士法人

本稿は前号「サステナビリティと税①」に続き,税務当局等による税の透明性に関連する取組みや国内外での企業による税務情報の開示の動向について説明し、実務対応上のポイントについて解説する。

Ⅰ 税務当局等による取組み

税務当局は、税務執行上、企業に対して制度を通じて必要な税務情報を提出させることができるが、近年、各国において税務情報を各企業のウェブサイト等で公に開示することを促進または義務化する動きがある。こうした動きは、企業に税務情報を公に開示させることにより、主として、経営における税務マネジメントの位置づけを引き上げ、もってガバナンスの強化を促すことで、自国における税務コンプライアンスの維持・向上を図ることを目的としたものであると考えられる。以下、日本、英国、オーストラリアおよびEUにおける取組みを紹介する。

1 日本

国税庁は、2011年より、「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組」(以下「税務 CG」という。)を実施している。この取組みは、国税局調査課所管法人のうち特別国税調査官が所掌する法人に対するものであり(1)、税務当局が、税務調査時に、企業が記載した税務 CG の確認表の内容を踏まえ、実際の税務

CGの状況を確認し、「良好」「おおむね良好」「改善が必要」の3区分で評価を行い、トップマネジメントとの面談において評価結果および要改善事項を伝達するものである。また、税務CGの評価結果については、これらの3つの評価区分ごとの法人数および全体に占める割合が公表されることになっている。この取組みにより、企業が自社の税務CGの状況を把握し、必要な改善対応を行うことで税務CGの向上を促進していくことが期待されている。

税務 CG の確認項目の1つとして税務方針等の公表が挙げられている(2)が、ここでは、税務当局が企業の税務 CG が良好かどうか判定するにあたり、企業が税法遵守、適正納税に向けた体制整備、適正なグループ内取引の実施等を明記した税務方針やタックスポリシー等を策定し、これらをホームページで公表しているかを確認することになっている。この確認項目は、2019年6月に行われた税務 CG に関する事務運営要領の改定の際に追加されたものであるが、これにより、日本企業が税務方針等をホームページ等へ開示するケースはかなり増加してきたといえる。

2 英国

英国では、2016年の税制改正において、企業における税務コンプライアンスの構築を促すこと等を目的に、一定規模以上の企業に対する税務戦略の開示が義務化されている(3)。対象とな

る企業は、英国に所在し、年間売上高2億ポンド超または総資産合計20億ポンド超の法人とされており、この基準を超えない企業の場合でもグループ全体の総売上高が750百万ユーロ以上の多国籍グループに属する法人は対象とされている。対象企業は、自社グループのウェブサイトにて、以下の4つの事項について公表することが求められる。また、未開示の場合、または開示内容に不備がある場合にはペナルティが課される措置が講じられている。

● 英国の税に関する税務リスク管理やガバナンスの体制

自社のビジネスの規模,複雑性,変化に起因する税務リスクをどう特定して軽減するのか, ガバナンス・フレームワーク,取締役会等の関 与レベル等についての説明

- タックスプランニングに対する姿勢 タックスプランニングに関連する方針や行動 規範, 税務戦略における重要性等についての説 明
- 税務リスクの許容レベル 許容する税務リスクの水準,税務リスクをその水準以下に保つような適切なガバナンスを設 定しているか等の説明
- HMRC (Her Majesty's Revenue and Customs; 英国の税務当局) との協力 自社がどのように HMRC と協力義務を果た していくのかについての説明

3 オーストラリア

オーストラリアにおいては、2016年2月に、自主的な税務情報の開示に関する規則(Voluntary Tax Transparency Code)が政府からの諮問を受けた税務委員会により作成された。本規則への準拠は任意であるものの、本規則は、企業が税務情報を自主的に開示する際の指針となるよう最低限の基準を定めたものであり(4)、企業における税務情報の開示を促進し、オーストラリアでの税の透明性に関する対策を補完することを目的としている。

本規則では、図表1に示すとおり、パートAとパートBの2つに開示事項が区分され、大規模企業(オーストラリアにおける売上高が5億豪ドル以上のビジネス)はパートAとパートBの両方を、中規模企業(オーストラリアにおける売上高が1億豪ドル以上5億ドル未満)はパートAのみを開示することが推奨されている。

4 EU

2021年6月、欧州議会、EU理事会および欧州委員会において、国別報告書(CbCR:Country by Country Report)を公に開示することを義務化するEU理事会会計指令(指令2013/34/EU)の修正案が暫定的に合意された(5)。合意された修正案は、税の透明性を一層高めることを目的に2016年に欧州委員会より提案された指令の改正案を基にしており、その後の議論を経ていくつかの変更が加えられたものとなっている。修正案では、EU域内に本社を有する企業グループだけでなく、EU域外に本社を有する企業グループにも、EU域内でのビジネスが一定規模を超える場合には、国・地域別に納税額等の税務情報を公開する義務を課すこととしている(詳細については図表2参照)。

本修正案は2021年9月28日にEU理事会によって正式に採択されたが、EU加盟国においては、採択された修正提案の発効日から18カ月以内に修正指令に準拠した国内法に置き換える義務が生じ、国内法上の置換期限の1年後以降に開始する会計年度から適用が開始されることになる(6)。国別報告書(CbCR)の公開は、前回紹介したように、GRI等のESG評価基準・フレームワークにおいても開示項目の1つとして掲げられているものであり、EUにおける国別報告書の公開義務化により、EUにとどまらず、世界的に国別報告書(CbCR)の公への開示の流れが大きく加速する可能性があると考えられる。

〔図表 1〕 オーストラリアにおける TTC 開示内容

開示パート	対象者	開示項目	
Λ-⊢A	大規模法人 中規模法人	会計上の利益と税金費用との調整および既支払税額と未払税額との整合主要な永久差異および一時差異の内容オーストラリアおよびグループ全体の実効税率	
パートB	大規模法人	税務戦略や税務ガバナンスへのアプローチ経済的貢献としてのオーストラリアにおける税金の納税額グローバルでの関係会社に関する情報(関係会社間取引等)	

Ⅲ 国内外の企業による税務情報の 開示動向

1 日本

日本では、数年前から、税務ガバナンスへの 関心の高まりを背景に、税務方針等を開示する 企業が少しずつ増加していたが、2019年6月に 国税庁の税務 CG での確認事項に税務方針等の 公表が追加されたことや、ESG 評価機関から の高評価を得るための方策として税務情報を開 示する企業が増えてきている(図表3)。

開示媒体は、ウェブサイトや GRI スタンダ ード等を参考にしたサステナビリティレポート 類がほとんどであり、欧州企業のように税で単 独のレポートを作成している企業はまだ見られ ない。また、開示範囲は、欧州企業に比べると まだ限定的であり、税務方針・戦略に関する内 容までにとどめている企業が多数を占める。ガ バナンス・リスク管理体制等に関しては簡単な 開示を行っている企業もあるが、CbCR(国別 報告) に関する開示はほとんど行われていない。 しかし、主要な国別での納税額等や地域別での 納税額等を開示する企業も出始めており、今後、 日本企業における開示の範囲も少しずつ拡大し ていくものと予想され、また、米国の動きや世 界的な潮流を受けて,数年後には税の透明性に 関する開示を始める企業も急激に増加していく 可能性がある。

2 欧州

ESG 情報等の開示が活発に行われている欧 州では、税の透明性に関しても企業の取組みが 進んでいる。前回IVの3で紹介したThe B Team のメンバー企業をはじめとする先進的な 企業では、毎年タックス・トランスペアレンシ ー・レポートを作成し、そこで、税へのアプロ ーチ等の税務方針や税務戦略. ガバナンス・リ スク管理体制等を詳しく記載している。さらに. 責任ある税への行動に関する実績を示すため. 国・地域ごとに所在するグループ会社の名称や 事業内容, 売上高や従業員数, 納税額等の詳細 な情報や、タックス・ヘイブン等の低税率国に グループ会社が所在している理由。適用を受け ているタックスインセンティブの内容等に関す る情報等の開示を行っている企業も多く存在す る。また、タックス・トランスペアレンシー・ レポート等で開示する税務情報について第三者 の保証を受け、 開示している情報の正確性を担 保しようとする動きもある。

3 米国

米国でも SASB 等に従って自主的な ESG 情報の開示が進んできているものの、今のところは制度に基づく年次報告書(Form 10-K)における限定的な開示が主流となっている。税についても自主的に税務情報を開示する企業は多くなく、欧州に比べてこれまでは税の透明性に係る意識は総じて高くはない状況にあったといえる。しかし、バイデン政権への政権交代等もあり、米国社会においてもサステナビリティお

〔図表2〕EUにおける国別報告書(CbCR)の公表

• 多国籍企業および単体企業で、過去2会計年度の(連結)収益が7億5,000万ユー 対象節用 口超であるもので、EU 域内に 1 つ以上の大規模または中規模のエンティティが ある場合 • 大規模または中規模のエンティティとは、以下の3つの条件のうち2つを満たす 法人または一定の支店 ✓ 貸借対照表上の総資産が400万ユーロ招 ✓ 準売上高が800万ユーロ超 ✓ 平均従業員数が50名紹 • 連結グループまたは単体企業のすべての関連事業活動に関する、EU 加盟国、EU 開示情報 ブラックリストおよび EU グレーリストの国ごとの情報 • 最終親会社または単体企業の名称、使用通貨、最終親会社事業の財務諸表で連結 された EU 加盟国、EU ブラックリストおよび EU グレーリストの国に設立され たすべての子会社のリスト • 具体的な公表すべき情報は以下のとおり ✓ 事業活動の簡潔な説明 ✓ 従業員数 ✓ 収益。IFRS を適用していない場合は調整後純収益(グループ内取引に係る収 益を含む) ✓ 税引前利益または損失の金額 ✓ 関連国・地域における発生所得税額 ✓ 関連国・地域における納税額(キャッシュベース)

開示方法等

- 開示情報は、最終親会社または単体企業の Web サイトに掲載し、EU の 1 つ以 上の公用語により共通の EU テンプレートに従い機械で読み取り可能な電子フォ ーマットで表示
- 開示情報は貸借対照表日から12カ月以内に無償でアクセス可能とし、少なくとも 5年間関連する Web サイトでアクセス可能とする必要あり

よび ESG に関する開示に対する意識は急速に 高まっており、税についても、税務方針や納税 額等の開示を行う企業が出てきており、税の透 明性に関する取組みが活発化していく大きな予 兆が見え始めている。

✓ 利益留保金額

Ⅲ 税務情報の開示に関する検討プ ロセスと実務的なポイント

1 税務情報の開示に関する検討プロセス

ESG の観点から税務情報の開示についての 検討を行うにあたっては、税がサステナビリ ティにおいて重要な課題の1つになっており. 企業に対して税への責任ある行動の実施と税の 透明性の確保が要求されていることを理解した うえで、以下に示すプロセスにより対応を行う

ことが特に重要であるものと考えられる。

- (1) ステークホルダーの要求事項の把握
- (2) 現在の税務情報の開示状況に関する分析
- (3) 税務情報の開示に関する対応方針の検討
- (4) 対応体制の整備

(1) 税の透明性に関するステークホルダー からの要求事項の把握

まず、多様なステークホルダーがそれぞれ税 の透明性に関してどのような情報開示を求めて いるのかを正確に把握することが重要となる。 前回紹介した ESG 情報に係る開示基準・フレ ームワークをまとめると、税の透明性に関する 開示事項は、以下の4つに大きく分類できる。

① 税への姿勢・基本方針(法令遵守, 税務リ スクの低減, 税の透明性, 税務当局との関係,

「図表3〕日本企業の税務情報の開示事例

会社	業種	開示媒体	開示内容
A社	素材·化学	ウェブサイトサステナビリティ データブック	税務方針(法令順守,税務当局との関係,税の透明性,税務リスクの低減,プランニング等)管理体制,教育等国別の納税額,実効税率等
B社	食料品	ウェブサイトサステナビリティ データブック	税務方針(法令順守,税務当局との関係,株主価値最大化,透明性の確保,二重課税の排除,移転価格等)グローバル税務管理体制主地域別の納税額
C 社	金融機関	ウェブサイト(管理態勢)	税務方針(法令順守,税務当局との関係,透明性の確保,移転価格,プランニング等)ガバナンス主要地域の納税額
D社	電機機器	• サステナビリティ レポート	税務方針(法令順守,税務リスク,税務当局との関係,税の透明性,プランニング等)ガバナンス
E社	自動車	ウェブサイトサステナビリティ データブック	税務方針(法令順守,税務当局との関係,株主価値向上,二重課税の防止・排除)ガバナンス

(出所) 各社ウェブサイト, サステナビリティ報告書等に基づき PwC 税理士法人作成

税務プランニングへの考え方等)

- ② 税務ガバナンス・税務リスクの管理体制
- ③ 実績情報(実効税率,国・地域別の納税額等)
- ④ 個別事項 (タックス・ヘイブン等に子会社 が所在する理由や税務訴訟等)

こうした俯瞰的な整理を踏まえ、自社が準拠または参考にしている開示基準・フレームワークや ESG 評価機関による評価方法等について詳細に確認し、要求されている開示事項を整理することが効果的である。なお、先述のとおり、ESG 情報の開示をめぐっては、設定機関による基準・フレームワークの統一に向けた協調や、IFRS 財団による基準開発に関する提案等様々な議論が行われており、また、ESG 評価機関の評価方法も毎年のように見直しが行われているため、こうした動向等も注視し、最新の情報を把握することが重要である。

(2) 現在の税務情報の開示状況に関する分析

次に、現在の自社の税務情報の開示状況につ いて分析する必要がある。現状、自社のどのよ うな税務情報がどの媒体(有価証券報告書.統 合報告書. サステナビリティ報告書. ウェブサ イト等)で開示されているかを再確認し、上記 (1)で把握したステークホルダーが要求する税の 透明性に関する開示事項と対比することで、す でに対応できている開示事項と未対応の開示事 項を整理することが考えられる。また、現在の 自社の税務情報の開示状況が、相対的にどの程 度の水準にあるのかという評価を行っていくこ とも必要である。これについては、日本や海外 の同業他社等における税務情報の開示状況と比 較する方法が挙げられるが、ESG 評価機関に よる ESG レポート等も、ESG 評価において自 社の税の透明性に対する取組みが全体平均等と の比較も含めてどのような評価を受けているの かがわかり、参考になるであろう。

(3) 税務情報の開示に関する対応方針の検討

税の透明性に関して、上記(1)および(2)により、ステークホルダーの要求事項の把握や現在の開示状況の分析を行った後、今後の具体的な対応方針を検討することになる。サステナビリティにおける税務情報の開示の目的は、企業が税への責任ある行動を実践していることをステークホルダーに説明し信頼を得ることにあるが、この目的を達成するため、ここでは何をどの範囲まで開示するのかを検討することが重要なポイントとなる。この際、以下の点について考慮することが必要である。

(a) 開示する事項についてはすでに社内で取組 み・対応を行っているものか

税務方針が策定されていない、または、税務 ガバナンスやリスク管理の体制が構築されてい ない、あるいは、構築されていても適切に運用 されていないような場合には、まず、本社税務 部門を中心にそうした実態を一から確認し、整 備していくことから取り組む必要がある。

(b) 開示する事項が実績情報の場合,継続的に 適切な開示を行う体制が整備されているか

詳しくは下記(4)で後述するが、CbCR(国別報告)等の実績情報を開示する場合には、継続的に適時性・正確性を確保しながら該当する情報を開示できる体制の整備が必要となる。一度開示を行うとそれ以降開示を止めることが難しくなるため、必要な体制が整備されているかは十分に考慮しておくことが重要である。

(c) 開示する媒体は何にするか

ESG を含む非財務情報の開示は、有価証券報告書、統合報告書、サステナビリティ報告書またはウェブサイト等、様々な媒体で行われているが、税務情報についてはどのような媒体で開示を行うのが効果的かを検討することが必要となる。

検討の結果、ESG情報の開示基準・フレームワーク等で提示されている税務情報ではあるものの、現時点で開示は適当ではない等の判断をした場合には、その判断の理由を整然と説明

できるように準備しておくことも重要である。

(4) 対応体制の整備

最後に、税務情報の開示に関する対応方針について、組織としての意思決定を行う仕組みに組み込むことが重要であることが挙げられる。多くの企業では、サステナビリティやESGへの取組みは重要な経営課題の1つとしてマネジメントが責任をもって関与する体制が整備されていることが極めて重要であると考えられているが、税の透明性に関しても、ESGへの取組みの1つとして、そうした体制のなかで対応方針を議論し、決定することが必要である。

また、CbCR(国別報告)等の実績情報を開示するにあたっては、継続的に適時性・正確性を確保しながら該当する情報を開示できるような社内体制の整備が重要になる。非財務情報は財務情報と異なり、情報の正確性が保証されていないといった問題が指摘されているが、これに対しては、必要な情報の収集・管理プロセス、情報システムおよび内部統制等を整備し、適切に運用することにより、開示情報の適時性・正確性を確保することが必要となってくるものと考えられる。また、欧州企業に見られるように、開示する税務情報について第三者の保証を得ることで信頼性を担保するような方策も将来的な検討課題になってくるものと考えられる。

2 実務的な対応のポイント

多くの ESG 情報の開示基準・フレームワーク等が存在する現状においては、ESG 情報の開示基準・フレームワークで提示されている開示事項や他の日本企業や海外企業の開示状況等を踏まえ、共通となる項目を整理し、重点的に取り組むことが実務的な対応として効果的であり、そのうえで、自社の ESG 戦略等も踏まえ、開示の範囲をどこまで広げるかを検討していくのが現実的なアプローチであると考えられる。また、複数の ESG 評価機関から税の透明性に関し低い評価を受けているような場合には、こ

れらに対して優先的に対応することも重要であ ろう。

先に示した税務情報の開示事項に関する4つ の分類ごとに見た場合. 税への姿勢やアプロー チ等を示した税務方針は、税の透明性を掲げて いるほぼすべての ESG 開示基準・フレームワ ークで提示される等. 最も基礎的な開示事項に 位置づけられている。日本においてもすでに多 くの企業が税務方針の策定・開示を行っている が、税務方針の策定・開示について未対応であ る企業においては、まずは、ここから対応する ことが望ましいものと考える。また、税務方針 に基づき税への責任ある行動を実践していくた めには適切な税務ガバナンスの仕組みが構築さ れ、これが有効に機能していることが前提とな る。このため、税務方針の策定・開示と合わせ て税務ガバナンスや税務リスク管理体制の整備 も必要である。一方、CbCR(国別報告)や個 別事項については、日本において開示している 企業は未だそれほど多くはないものの、今後、 こうした範囲まで開示を拡大していく企業も少 しずつ増えてくるように想定される。これらに ついては、自社の ESG や IR に関する戦略や他 社の開示行動等も踏まえ、自社としての対応方 針を判断することになろう。なお、現時点では 開示しないと判断した場合には、 先述したとお り、その理由を問われた場合に整然と説明でき るように準備しておくことが求められる。

3 本社税務部門に求められる役割

ESGの観点から、グループ本社の税務部門は、まず、グループの税務に関する管理部門として、税への責任ある行動を確保するための中心的な役割を担うことが求められる。具体的には、グループの行動規範となる税務方針を策定し、そこで掲げた事項を確保するための基盤となるガバナンス機能を果たすことが必要になる。そして、税の透明性を確保するため、上記で述べたように、税務情報の開示に関して必要な情報を収集・分析したうえで、対応方針の検討を行い、

CEO を始めとした経営陣、サステナビリティ部門、CSR 部門や IR 部門等と連携を図りながらグループ全体の方針に沿った適切な開示を行うことが期待される。

人員不足が課題といわれるなかで税務部門がこうした役割を担っていくためには、単に開示情報の適時性や正確性を確保するという視点だけでなく、コンプライアンスが中心となっている税務業務の効率化・高度化を図るという視点もあわせ、デジタル技術を積極的に活用した税務業務改革、すなわち税務 DX (デジタル・トランスフォーメーション)を進めることが不可欠であり、その観点からは IT 部門との連携も重要である。

《おわりに》

前回の冒頭で記載したとおり、地球規模でのサステナビリティが問題となっているなか、企業のステークホルダーは投資家・株主だけでなく、国・地域、消費者や一般社会、従業員、取引先等に広がっており、ESG投資の世界的な増加に見られるように、こうしたステークホルダーは、中長期的な視点でESGを重視して企業の価値を評価するようになっている。ESG情報を含む非財務情報の開示は、ステークホルダーに対して説明責任を果たすうえで、財務情報だけでは評価できない企業価値を可視化するという重要な役割を担うようになっている。

税はサステナビリティと深い関係を有し、税の透明性はサステナビリティにおいて重要な課題の1つに位置づけられており、本稿でみたように、多くのESG情報の開示基準・フレームワーク等において、税に関する情報が開示事項として提示されている。欧州を中心にタックス・トランスペアレンシー・レポート等により積極的に税務情報を開示することで税の透明性を確保する動きが広がっており、ESGへの関心の高まりは世界的に継続することが見込まれるなか、税の透明性に関するこうした動きは今後も拡大していくものと考えられる。

日本企業は、よくESGの概念を以前から経営に取り入れて実践してきているといわれる。しかし、ESG評価機関によるESG評価等は依然として欧米企業に比べて低い傾向を示しており、ESGに関して適切な開示による説明責任が十分には果たせていないとの見方もある。税についても、日本企業は従来から適切な納税は企業の責任であるとの考え方が浸透し、欧米企業に見られるような積極的なタックスプランニングへの姿勢等はあまり見られない一方、税の透明性に対する関心は必ずしも高くなく、ここには大きなギャップが見られるところである。

コンプライアンスだけでなく企業倫理までを問われるサステナビリティへの対応において、税についても、責任ある行動に合わせて税の透明性を確保することが求められていることを理解したうえで、ESG情報を含む非財務情報の開示に関する基準・フレームワーク等や各国の税務当局による税務情報の開示要請といった世界的な動きも注視しながら、税務情報の開示について戦略的に検討し適切な対応を行うことで、日本企業における税の透明性が向上し、税に関する考え方・姿勢および行動が正しく評価され

ることが期待される。本稿が、その一助になれ ば幸いである。

(注)

- (1) 現在,特別国税調査官所掌法人は約500社と言われている。
- (2) 2019年における税務 CG に関する事務運営要領の改正により追加された。
- (3) PwC 税理士法人 2018年1月「英国における 税務戦略の開示」https://www.pwc.com/jp/ ja/tax-services/international-tax/assets/uktax-strategy2018.pdf
- (4) https://www.ato.gov.au/Business/Largebusiness/In-detail/Tax-transparency/ Voluntary-Tax-Transparency-Code/
- (5) https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_9547_2021_ INIT&from=EN
- (6) 2021年10月31日に発行する前提の場合, EU 各国の国内法の導入期限は発行日から18カ月以内(2023年4月30日)となり,その1年後(2024年4月30日)以降に開始する事業年度から報告対象となる。加盟国はこれよりも早い導入および報告期限を選択することもできる。



中央経済社 社外取締役&監査役紹介サービス

当サービスは、上場企業に対して、社外取締役や監査役として、中央経済社の「専門書」の執筆陣 を紹介するサービスです。

成長する会社には、広い視野に立った数多くの視点が欠かせません。そうした重要な視点を補うために、中央経済社の「専門書」が一定の役割を担ってきました。しかし、より身近に、その「専門書」の著者本人から、あなたの会社のためだけに、生きた情報が入手できるとしたら?

お問い合わせは下記アドレス(QRコード)もしくは電話番号へ http://www.chuokeizai.co.jp/shagai/ 03-3293-3371

